

平成26年生駒市議会第3回定例会議決結果（平成26年6月10日）

議決番号	議案番号	件名	議決結果
52	報告第1号	平成25年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書	了承
53	報告第2号	平成25年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書	了承
54	報告第3号	平成25年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書	了承
55	報告第4号	平成25年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書	了承
56	報告第5号	平成25年度生駒市病院事業会計継続費繰越計算書	了承
57	議案第50号	生駒市監査委員の選任について	同意
58	議案第51号	生駒市病院事業推進委員会委員の任命について	同意
59		農業委員会委員の議会推薦について	推薦

平成26年生駒市議会第3回定例会議決結果（平成26年6月12日）

議決番号	議案番号	件名	議決結果
60	議案第45号	平成26年度生駒市一般会計補正予算(第2回)	原案可決
61	意見書	手話言語法の制定を求める意見書(案)	原案可決

平成26年生駒市議会第3回定例会議決結果（平成26年6月24日）

議決番号	議案番号	件名	議決結果
62	議案第44号	第5次生駒市総合計画後期基本計画を定めることについて	別紙のとおり 修正可決
63	議案第46号	生駒市市民投票条例の制定について	原案可決
64	議案第47号	生駒市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	原案可決
65	議案第48号	生駒市体育施設条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
66	議案第49号	生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
67	議案第52号	生駒台幼稚園改築工事請負契約の締結について	原案可決
68	議案第53号	あすか野小学校増築工事請負契約の締結について	原案可決
69	議員提出 議案第5号	地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書について	原案可決
70	議員提出 議案第7号	子どもの医療費助成を通院も中学校卒業までに拡充するとともに、窓口無料とすることを求める意見書について	否決
71	議員提出 議案第8号	集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書について	原案可決
72	議員提出 議案第9号	特定秘密保護法の廃止を求める意見書について	原案可決

(別紙)

議案第44号第5次生駒市総合計画後期基本計画を定めることについて
に対する修正案

議案第44号第5次生駒市総合計画後期基本計画を定めることについての一部を次のように修正する。

議案第44号の別冊第5次生駒市総合計画後期基本計画（以下「基本計画」という。）の目次中「3R（リデュース・リユース・リサイクル）」を「5R（リデュース・リフューズ・リユース・リペア・リサイクル）」に改める。

基本計画の小分野3-(3)-①を次のように改める。

4年後のまち

- ① 5R(リデュース、リフューズ、リユース、リペア、リサイクル)の意識が、市民や事業者に浸透している。
- ② ごみ排出のルールが守られ、資源化による燃やすごみの減量化が一層進んでいる。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 資源ごみのリサイクル方法やごみ減量効果を広報紙等で分かりやすく周知します。(環境事業課)
- ① 2 市民一人ひとりのごみ減量化やリサイクルなどについての意識を高めるため、学校等での環境教育の充実を図ります。(環境事業課)
- ① 3 資源ごみの適正な分別、回収するシステムの整備を推進し、リサイクル拠点の整備を図ります。(環境事業課)
- ① 4 ごみ減量・発生抑制に関する啓発活動や情報提供を行います。(環境事業課)
- ① 5 ごみ減量・発生抑制に関する市民活動を行いやすい環境の整備、活動支援を行います。(環境事業課)
- ① 6 事業者が積極的に行うごみ減量・発生抑制の取組(事業等)を支援します。(環境事業課)
- ② 1 環境負荷の低い、柔軟で効率的なごみ収集処理システムの構築を図ります。(環境事業課)
- ② 2 環境フェスティバルなどのイベントやどこでも講座などを通じて、ごみの適正な処理についての啓発・指導を行います。(環境事業課)
- ② 3 家庭系ごみの有料制を導入し、燃やすごみの減量を図ります。(環境事業課)
- ② 4 清掃リレーセンター及び清掃センターの処理能力の維持・向上を図りながら、施設の適正な管理・運営に努めます。(環境事業課)
- ② 5 市民が行う生ごみ減量のための取組を支援します。(環境事業課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 物はやがてごみになることを意識して、買物行動をする。
- ① 2 マイバッグを持参して買い物をし、レジ袋の排出抑制に努める。
- ② 1 場所・時間など決められたごみ出しのルールを守り、分別に取り組む。

市民2人以上でできること

- ① 1 ごみ減量及び陶磁器や資源ごみの回収などのリユース・リサイクルについての自主的な活動を行う。
- ② 1 市民団体等が自らごみの分別を徹底する。

事業者でできること

- ① 1 再生資源を用いた商品やリサイクルしやすい商品の開発を行う。
- ① 2 簡易包装による製品の出荷などを行う。
- ① 3 環境に配慮した商品を取り扱う。
- ① 4 商品の簡易包装、レジ袋の有料化、使い捨て品の使用・販売の自粛、詰め替え商品の積極的な販売、製品の修理サービス、広告・事務用紙の紙使用抑制などに努める。
- ② 1 ごみ排出のルールを守り、分別に取り組む。

※1 5R:Reduce(リデュース=発生抑制)、Refuse(リフューズ=拒否)、Reuse(リユース=再使用)、Repair(リペア=修理)、Recycle(リサイクル=再生利用)の5つの頭文字のRからなる言葉。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方のこと。

基本計画の小分野 5-(3)-①中

「

小分野 5-(3)-①	企業立地
-------------	------

」

を

「

小分野 5-(3)-①	企業立地 【重点分野】
-------------	-------------

」

に改める。